

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱</p> <p>(設置・目的)</p> <p>第一条 <u>札幌駅・大通駅周辺地域</u>都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)規約第十三条の規定に基づき、<u>協議会</u>又は部会での議事等を補佐し、必要な協議、調整等を行うため、<u>札幌駅・大通駅周辺地域</u>都市再生緊急整備協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を組織する。</p> <p>(第二条 略)</p> <p>(幹事長)</p> <p>第三条 幹事会に幹事長を置き、<u>協議会</u>の議長の所属する団体の構成員をもって充てる。</p> <p>(第三条第二項～第八条 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第九条 この要綱の改正は、<u>協議会</u>に諮って行う。</p> <p>(第九条第二項 略)</p>	<p>札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱</p> <p>(設置・目的)</p> <p>第一条 <u>札幌都心地域</u>都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)規約第十三条の規定に基づき、<u>協議会の会議</u>(以下「会議」という。)又は部会での議事等を補佐し、必要な協議、調整等を行うため、<u>札幌都心地域</u>都市再生緊急整備協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を組織する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(幹事長)</p> <p>第三条 幹事会に幹事長を置き、<u>会議</u>の議長の所属する団体の構成員をもって充てる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(雑則)</p> <p>第九条 この要綱の改正は、<u>会議</u>に諮って行う。</p> <p><u>(現行どおり)</u></p>	<p>地域名変更に伴う改正</p> <p>地域名変更に伴う改正、及び文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

現行	改正案	備考
<p>附則 この要綱は、平成二十四年五月十五日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成二十四年五月十五日から施行する。 <u>附則</u> <u>この規約は、平成二十五年 月 日から施行する。</u></p>	